（ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則の一部改正）

第百三十三条　ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則（令和元年厚生労働省令第七十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（補償金の請求） **第四条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。 一～十　（略） （支払未済の補償金の申出） **第五条**　（略） ２　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。 一～五　（略）	（補償金の請求） **第四条**　（略） ２　前項の請求書には、請求をしようとする者が署名又は記名押印をするとともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。 一～十　（略） （支払未済の補償金の申出） **第五条**　（略） ２　前項の申出書には、申出をしようとする者が署名又は記名押印をするとともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。 一～五　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第五十号）の一部を次のように改正する。